㈢　探鉱準備金又は海外探鉱準備金制度について、対象鉱物から国外にある石炭、亜炭及びアスファルトを除外することとした。（租税特別措置法施行令第一四条及び第三四条関係）

㈣　認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例における通算法人に係る欠損金の通算の特例について、認定事業適応法人の損金算入限度額が当初申告損金算入限度額と異なる場合等の欠損金の繰越控除制度における損金算入限度額とされる金額の計算方法を定めることとした。（租税特別措置法施行令第三九条の二三の二関係）

㈤　中小企業者の欠損金等以外の欠損金の繰戻しによる還付の不適用措置について、不適用措置の対象から除かれる法人税法以外の法律によって公益法人等とみなされている法人の範囲に敷地分割組合を加えることとした。（租税特別措置法施行令第三九条の二四の二関係）

㈥　特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例について、特定株式の保有見込期間要件における株式の保有見込期間を株式の取得の日から三年（改正前五年）とすることとした。（租税特別措置法施行令第三九条の二四の二関係）

㈦　中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、対象資産から貸付け（主要な事業として行われるものを除く。）の用に供した減価償却資産を除外することとした。（租税特別措置法施行令第一八条の五及び第三九条の二八関係）

㈧　特別新事業開拓事業者に対し特定事業活動として出資をした場合の課税の特例の適用期限の延長に伴い通算法人の調整前通算所得基準額の計算の基礎となる所得の金額の計算の細目を定めることとするほか、適用期限が延長されたその他の租税特別措置について連結納税制度の見直しに伴う所要の整備を行うこととした。（租税特別措置法施行令第三二条の二、第三四条、第三七条の四、第三九条の二四の二及び第三九条の二八関係）

3　資産課税

㈠　直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、適用対象となる既存住宅用家屋の範囲に昭和五七年一月一日以後に建築された住宅用家屋を加えることとした。（租税特別措置法施行令第四〇条の四の二関係）

㈡　特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税の特例について、適用対象となる既存住宅用家屋の範囲に昭和五七年一月一日以後に建築された住宅用家屋を加えることとした。（租税特別措置法施行令第四〇条の五関係）

㈢　農地等に係る贈与税及び相続税の納税猶予制度について、農業経営基盤強化促進法等の改正により、農用地利用集積計画が農用地利用集積等促進計画に統合されることに伴う所要の措置を講ずることとした。（租税特別措置法施行令第四〇条の六及び第四〇条の七関係）

㈣　住宅用家屋の所有権の移転登記若しくは特定の増改築等がされた住宅用家屋の所有権の移転登記又は住宅取得資金の貸付け等に係る抵当権の設定登記に対する登録免許税の税率の軽減措置について、適用対象となる建築後使用されたことのある住宅用家屋の範囲に昭和五七年一月一日以後に建築された家屋を加えるとともに、建築後の経過年数の基準に適合するものを除外することとした。（租税特別措置法施行令第四二条、第四二条の二及び第四二条の二の三関係）

4　消費課税

輸出酒類販売場制度について、次の見直しを行うこととした。（租税特別措置法施行令第四六条の八の二及び第四六条の八の七関係）

㈠　輸出酒類販売場において免税酒類を購入することができる日本国籍を有する非居住者は、国内以外の地域に引き続き二年以上住所又は居所を有することにつき一定の書類により確認がされた者とする。

㈡　免税購入対象者が行う旅券情報等の提供は、デジタル庁が整備及び管理をする情報システムを用いて行うことができる。

㈢　購入した免税酒類を輸出しない免税購入対象者から酒税の即時徴収等を行う場合の税関長の権限について、当該権限に係る処分の対象となる事項を所轄する税関官署の長に委任されるものとする。

二　法人税法施行令等の一部改正関係

法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第二〇七号）附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第三条の規定による改正前の租税特別措置法施行令の一部改正関係

法人税法施行令等の一部を改正する政令（令和二年政令第二〇七号）附則第二条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第三条の規定による改正前の租税特別措置法施行令について、一１㈡に限る。）及び２㈢、㈣、㈤及び㈦を除く。）と同様の改正を行うこととした。（令和二年改正前租税特別措置法施行令第一条の二、第二七条の九、第二七条の一一の三、第二七条の一二、第二七条の一二の五、第二七条の一三、第二八条の七、第二八条の九、第二九条の四、第三〇条、第三一条、第三四条、第三九条、第三九条の二、第三九条の二四の二、第三九条の二八、第三九条の四三、第三九条の四五、第三九条の五四、第三九条の五六、第三九条の六三、第三九条の六九、第三九条の七〇、第三九条の九九、第三九条の一〇〇及び第三九条の一二二関係）

三　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第一二一号）の一部改正関係

租税特別措置法の一部改正に伴う所要の整備を行うこととした。（租税特別措置法施行令の一部を改正する政令附則第三八条関係）

四　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、令和四年四月一日から施行することとした。

◇災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律の施行に関する政令の一部を改正する政令（政令第一四九号）（財務省）

1　納付の委託をした場合における自動車重量税の還付を受けるための申請書及び自動車重量税納付税額証明書の交付を受けるための申請書の記載事項について定めることとした。（第一五条の四及び第一五条の六関係）

2　この政令は、令和四年四月一日から施行することとした。

◇税理士法施行令及び国税審議会令の一部を改正する政令（政令第一五〇号）（財務省）

一　税理士法施行令の一部改正関係

1　税理士会が、税理士であった者につき税理士であった期間内に懲戒処分の対象となる行為又は事実があると認めた場合にその税理士であった者の氏名等を財務大臣に通知するときは、その税理士会の主たる事務所の所在地を管轄する国税局長を経由してしなければならないこととした。（税理士法施行令第六条の三関係）

2　税理士会の設立総会等について、次の措置を講ずることとした。（税理士法施行令第七条及び第八条関係）

㈠　設立総会等の日時等を電磁的記録により通知することができることとする。

㈡　設立総会に出席することができない税理士は、あらかじめ会議の目的となる事項について賛否の意見を明らかにした電磁的記録をもって出席者に委任して、その議決権を行使することができることとする。

3　税理士会及び日本税理士会連合会の会則の記載事項のうちその変更に財務大臣の認可が必要となる重要な事項に、税理士業務及びその付随業務において電磁的方法により行う事務に関する規定を加えることとした。（税理士法施行令第七条の二及び第一一条の二関係）

4　当該職員が、その身分を示す証票の携帯等をしなければならない場合に、税理士であった者に質問し、又はその業務に関する帳簿書類を検査する場合及び一定の職務を執行する場合を加えることとした。（税理士法施行令第一五条関係）

二　国税審議会令の一部改正関係

国税審議会に行わせる審査の範囲に、懲戒処分を受けるべきであったことについての決定の審査を加えることとした。（国税審議会令第二条関係）